

「大正区歴史を語る会」会則

令和6年4月28日

第1条（名称）

この会の名称は、「大正区歴史を語る会」（以下、当会）とする。

第2条（目的）

当会は、大正区をこよなく愛し、歴史や文化などをよく知ることにより、区民や大正区を訪れる人の良きパートナーとなり、歴史、文化、景観など地域の資源を活用して活動する。また、地域づくり団体相互の交流及び地域づくり団体や地方公共団体との連携を推進し、地域づくりの取り組みを推進すること並びに大阪市大正区の発展に寄与することを目的とする。

第3条（運営）

当会は、定期的に例会、研修会、並びに役員会を行い、目的に沿って活動をする。年に1回総会を開き、活動報告及び活動計画を立てる。当会の事務局は、この会の会長宅に置く。

第4条（活動）

当会は、第2条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 大正区に関する資料や情報の収集
- (2) 研修や講習会の企画、参加など知識の向上を目指す
- (3) 関連した団体との交流や協調
- (4) 大正区のガイドボランティアを行う。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な活動

第5条（会員の資格）

当会の趣旨に賛同することにより、何人も会員になることができる。加入の意思表示を行い、会費を払ったその日より会員とする。

（会員資格の喪失）

- (1) 会長に退会届を提出したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき

第6条（役員）

(1) 当会の役員は、会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名、会計監査1名とし、総会で、選出する。

名誉会長 顧問など置くことができる。

- (2) 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 役員は、役員会を定期的開催し、活動計画に沿って会の日常的な活動を進める。

第7条（会費）

- (1) 当会の活動は、会員の収めた会費と寄付金などによって運営する。
- (2) 会費は、年 1,000 円として、総会時に収める。なお、会費の変更は総会で決議する。
- (3) 会費は、如何なる理由があっても返還しない。

第 8 条 (活動年度)

活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 9 条 (会計報告)

毎年 1 回 3 月末をもって会計決算を行い、その内容を会員に報告する。
本会の会計報告は、毎年 (通常) 総会時に行う。

第 10 条 (会則の改廃)

この会則の改廃は、総会において会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

第 11 条 (総会)

当会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とし、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則改正
- (4) その他必要事項

第 12 条 (総会の議決)

- (1) 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。
- (2) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 13 条 (その他)

当会則に定めがない事情が発生した場合、会長が対応を決定し、総会で改めて追認を受けなければならない。

附則

当会則は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

当会則は、令和 6 年 5 月 1 日より適用する。

会員連絡網は、全員配布ではなく役員にのみに配布とする。

8 月と 12 月は定例会の休みとしていたが休みを廃止し、毎月第 4 日曜日に開催とする。

改版履歴

2024 年 4 月 28 日 総会にて一部改訂

- ・ 第 6 条 (役員) 副会長 2 名を副会長 1 名に変更。
- ・ 第 9 条 (会計報告) 内容を文章にて会員に報告から「文章にて」を削除。